



鳥取県公報

平成15年 1月24日(金)
第 7 4 5 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（2）（職員課） 1
告 示	第39期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領（33）（労働雇用課） 2
	土地改良区の解散（34）（耕地課） 4
	土地改良区の清算人の退任（35）（"） 4
	土地改良法による換地計画の決定（2件）（36・37）（"） 4
	出納長の権限に属する事務の一部の委任（38）（審査課） 5
教委告示	口頭による開示請求を行うことができる個人情報（2）（小中学校課） 5
調達公告	公募型指名競争入札の実施（総務課） 6
	一般競争入札の実施（病院局総務課） 7
	一般競争入札の実施（教育委員会事務局生涯学習課） 10

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第2号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(通勤による災害に係る一部負担金) 第24条 略 2 条例第22条第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第2項に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額るときは、その額）に相当する額とする。	(通勤による災害に係る一部負担金) 第24条 略 2 条例第22条第1項に規定する規則で定める金額は、200円（健康保険法（大正11年法律第70号）第69条の7に規定する日雇特例被保険者である職員にあっては、100円）とする。ただし、当該額が現に療養に要した費用の総額又は休業補償の総額を超える場合には、それらの総額のうち小さい額（それらの総額が同じ額るときは、その額）に相当する額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第33号

地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第39期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により推薦を求める。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

第39期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領**1 推薦する者の資格**

- (1) 労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条の規定に適合する労働組合であること。
- (2) 使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目的又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

2 推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第19条の12第4項において準用する同法第19条の4第1項に該当する者でないこと。

3 推薦手続

- (1) 労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。
- (2) 労働組合は、当該労働組合が労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

4 推薦することができる候補者の数

制限はないが、2人以上の場合は、順位を付けること。

5 推薦期間

平成15年 1月24日から 2月13日まで

別記様式

推 薦 書

平成 年 月 日

鳥取県知事 片 山 善 博 様

事務所所在地

(電話番号)

労働組合又は

使用者団体名

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	現 住 所	労働者の所属組合の名称及びその地位又は使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位	労働者の所属職場の名称及びその地位	経 歴

鳥取県告示第34号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、八上土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第35号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人国府土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した清算人の氏名及び住所

吉村 務 岩美郡国府町大字清水255

田中 薫 岩美郡国府町大字高岡514

井上 潔 岩美郡国府町大字三代寺198 - 2

田嶋 京一 岩美郡国府町大字町屋119

平成15年 1月 7日退任

鳥取県告示第36号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る東因幡地区（栃本工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年 1月24日から20日間

3 縦覧に供する場所

国府町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第37号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第3工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成15年 1月24日から20日間
- 縦覧に供する場所
名和町役場
- 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任の内容

委 任 さ せ た 事 務	委任を受けた出納員
第46回鳥取県美術展覧会（会場：鳥取県立博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 管理係長 寺谷 直樹
第46回鳥取県美術展覧会（会場：倉吉博物館）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 妻木晩田・青谷上寺地遺跡整備 室現地事務所 主幹 廣芳 洋一
第46回鳥取県美術展覧会（会場：米子コンベンションセンター）に係る出品料の収納事務	鳥取県教育委員会事務局文化課 主事 森山 孝之

2 委任機関

平成15年 1月26日から同月29日まで

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第2号

鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を定めたので、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。

平成15年 1月24日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
鳥取県立鳥取盲学校寄宿舎指導員採用候補者選考試験	第1次試験の総合判定	第1次試験の不合格者にあつては第1次試験の試験結果の通知日から、第1次試験の合格者にあつては最終試験結果の通知日から1月間	教育委員会小中学校課
	第2次試験の総合判定	最終試験結果の通知日から1月間	

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県日野総合事務所清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

鳥取県日野総合事務所清掃業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行場所

日野郡日野町根雨140 - 1 ほか 鳥取県日野総合事務所庁舎

(4) 履行期間

平成15年3月17日から平成18年3月31日まで

2 入札参加申込書類の提出ができる者

入札参加申込書類（以下「申込書類」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者と

する。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。
- (3) 平成15年1月24日（金）から同年3月7日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管理法」という。）第12条の2第1項第1号若しくは第8号に掲げる事業又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第156号）による改正前のビル管理法第12条の2第1項第6号に掲げる事業について鳥取県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 平成10年度以降に鳥取県が発注した鳥取県日野総合事務所庁舎に係る清掃業務又は延べ面積が1,500平方メートル以上の建物に係る清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 仕様書の交付

仕様書は、次により希望者に直接交付するものとする。

(1) 交付期間及び時間

平成15年1月24日（金）から同年2月6日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで

(2) 交付場所

日野郡日野町根雨730 鳥取県日野総合事務所県民局総務課

4 申込書類の提出

本件入札に参加を希望する者は、仕様書と同時に交付する入札参加申込書類作成要領に基づき作成した申込書類を次により提出するものとする。

(1) 提出期間及び時間

3の(1)に同じ。

(2) 提出場所

3の(2)に同じ。

(3) 提出方法

持参すること。

5 競争入札参加者の指名

提出された申込書類を審査の上、競争入札参加者を指名するものとする。

6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県日野総合事務所県民局総務課（電話番号0859 - 72 - 2080）とする。
- (2) 申込書類の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、申込書類の提出があっても指名されるとは限らない。
- (3) 提出された申込書類は、返却しない。
- (4) 業務内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された申込書類は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。
- (6) 本件業務の落札者は、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月24日

鳥取県営病院事業管理者 林

喜 久 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立厚生病院清掃作業 一式

食器洗浄作業 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成15年 4月 1日 (火) から平成18年 3月31日 (金) まで

(4) 履行場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号(物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有すること。

(3) 平成15年 1月24日(金)から同年 3月11日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7年 7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の規定により、同項第1号又は第6号の事業の登録を受けているとともに、同項第5号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(6) 平成11年度以降に鳥取県が発注した本件施設に係る清掃業務又は延べ面積が6,000平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒682 - 0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局総務課施設管理係

電話 0858 - 22 - 8181 (内線317)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年 1月24日(金)から同年 2月14日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年 1月31日 (金) 午前10時

鳥取県立厚生病院 中会議室 (本館 3階)

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便 (親展扱いとすること。) に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年 3月11日 (火) 午後 3時 (郵送による入札書の受領期限は、平成15年 3月11日 (火) 正午)

鳥取県立厚生病院 中会議室 (本館 3階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加しようとする者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成15年 2月14日 (金) 午後 5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県病院局財務規程 (平成 7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、規程第70条の規定によりその例によることとされる鳥取県会計規則 (昭和39年鳥取県規則第11号) 第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 契約締結の制限

この公告に示した役務に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Kousei Hospital and Washing of used tablewares in Tottori Prefectural Kousei Hospital, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM 14, February, 2003

(3) Date and time for tender submission : 3 : 00 PM 11, March, 2003

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 0 : 00 PM 11, March, 2003

(4) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwa - machi, Kurayoshi - shi, Tottori 682 - 0804 Japan TEL : 0858 - 22 - 8181 ex. 317

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年 1月24日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館

(4) 履行期間

平成15年 4月 1日から平成18年 3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。

(3) 平成15年 1月24日（金）から同年 3月12日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7年 7月17日付第157号）第 3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第 1項の規定により、同項第 1号、第 2号、第 5号及び第 7号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 平成11年度以降に鳥取県が発注した本件施設に係る清掃業務又は延べ面積が1万平方メートル以上の建物の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館総務課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680 - 0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話 0857 - 26 - 8155（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年 1月24日（金）から同年 2月 7日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9時から午後 4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年 1月31日（金）午後 1時30分

鳥取県立図書館小研修室

必要に応じて、現場の下見を行う。

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年3月12日（水）午後1時30分（郵送による入札書の受領期限は、平成15年3月11日（火）午後5時）

鳥取県立図書館小研修室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成15年2月7日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Library, 1 Set
- ・ Cleaning of buildings of Tottori Prefectural Archives, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation :

5 : 00 PM 7, February, 2003

(3) Date and time for tender submission :

1 : 30 PM 12, March, 2003

Deadline for the submission of tenders by registered mail :

5 : 00 PM 11, March, 2003

(4) Please contact :

Tottori Prefectural Library
101 Syoutokucho, Tottori - shi, Tottori
680 - 0017 Japan
TEL : 0857 - 26 - 8155